

最高裁が会社の上告を棄却！ またもJR東海の不当労働行為が確定！

6月12日、最高裁判所第三小法廷は、2005年に大阪台車検査車両所において、職場内で組合が行ったビラ配布活動への介入や組合掲示板から掲示物を撤去した事件について、会社の上告を棄却する決定を下しました。これにより、2008年に中央労働委員会が命令した①会社施設内で勤務時間外に組合ビラ配布活動を行った分会書記長に対して、会社が同書記長を1日半にわたり本来の業務から外して事情聴取等したことは、会社の業務指示に従わなかったことへの対処の仕方としては行き過ぎたものといわざるを得ず、また、会社が就業規則の一部の書き写しをさせたことも相当性を欠くと解される。そして、分会書記長ないし本件事情聴取等の状況を知ることになる組合員に、組合活動への意思を阻喪させるものであることは明らかである。このことに加え、会社と組合らとの間では多くの紛争が生じ本件当時も対立した状況にあり、会社は組合らの存在を快く思っていなかったと推認されることを併せ考えると、本件事情聴取等は組合らの運営に支配介入したことで、②組合掲示板から掲示物を基本協約に違反しているとして撤去したことが、不当労働行為として確定しました。

本部は、この決定に基づき、6月14日に本社に対して以下の申し入れを行いました。

1. 最高裁判所の決定を真摯に受け止め、東京高等裁判所が認定した中央労働委員会命令を速やかに履行すること。
2. 労使の信義則違反を猛省し、この間の労使交渉において「会社はこれまで不当労働行為は行っていない」との発言を撤回し、謝罪すること。
3. 各組合へ手交する謝罪文の名義人は社長となっている。従って社長が、中央執行委員長、地本執行委員長及び当該分会長に手交すること。
4. 謝罪文の手交場所については組合事務所とすること。その期日については事前に明らかにすること。
5. 謝罪文は本社、各鉄道事業本部、各支社、各支店の玄関に掲示すると共に、各現業機関に掲示し全社員に周知すること。